

独立行政法人造幣局の年度計画（平成23年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の年度計画（平成23年度）を次のとおり定めます。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

1. 事務及び事業の見直し

(1) 貨幣製造業務等の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類製造業務については、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進します。

貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上のため行っているものであり、このために金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上につながる製品の製造に注力します。

また、貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進します。

さらに、貨幣セット販売に関する業務については、現在行っている民間委託の業務実績を踏まえた上で、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について、引き続き検討を行います。

(2) 品位証明業務等の収支相償に向けた取組

貴金属の品位証明業務については、引き続き業務を効率的に運営し、収支相償を図ることとします。また、品位証明制度の普及のため、消費者関連団体等に対する周知活動を継続します。

地金及び鉱物の分析業務についても、引き続き業務を効率的に運営し、収支相償を図ることとします。

2. 組織の見直し

(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

下記 5.(1)「効率化目標の設定」の固定的な経費の削減目標を達成するため、平成 23 年度の本支局別の固定的な経費が、前中期目標期間中の本支局別の固定的な経費の平均額を下回るように努めます。

東京支局については、豊島区が東京支局の存置、及び街づくりに貢献する形での有効活用についての意向を示していること等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用、造幣局全体の効率化等の観点から、豊島区が都市計画手続き等に向けた検討を行うために平成 21 年度に立ち上げた「協議会」に引き続き参画し、検討を進めます。この検討に当たっては、更なる業務の効率化及び生産性の向上を図ることができるように努めます。

また、現場における創意工夫を生かし、効率化を推進するため、業務改善活動を推進します。

平成 23 年度においては、業務改善事例の内容の充実に努めるとともに、より一層改善意識の徹底を図ることにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることとします。

(2) 人員の削減

総人員数の削減

業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、平成 23 年度においても、中期計画に定めた削減目標を上回って確実に達成するよう人員の削減に努めます。

間接部門の人員数の削減

平成 23 年度より、課室の再編統合を進めることにより、より少ない人員で円滑に事務処理を行います。こうした事務処理の効率化等の一層の促進により、本局及び支局における間接部門については、平成 20 年度期初人員を基準とし、平成 23 年度期末において、同部門の削減率が総人員数の削減率を上回る削減を図ります。

(3) 保養所の廃止等

職員宿舎の廃止・集約については、引き続き取り組むこととし、広島支局観音宿舎 4 号棟を平成 23 年度末に廃止することとします。

なお、東京支局北宿舎及び南宿舎については、豊島区の再開発事業の進捗にあわせ廃止することとし、建替え・集約化等については、国家公務員宿舎の検討状況を踏まえ対処します。

3. 保有資産の見直し

(1) 遊休資産の処分

造幣局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業

再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行います。

平成 23 年度は、既に廃止している伊東保養所、宮島保養所、本局四条畷宿舍及び枚方宿舍の資産について、国庫返納を行います。また、平成 22 年度末に廃止した東京支局男子寮の資産について、処分を行います。さらに、平成 22 年度末に廃止した広島支局観音寮の資産について、処分に向けた検討を行います。

(2) 保有資産の見直し等による国庫返納

組織の見直し及び保有資産の見直しにより生じた遊休資産の国庫返納を進め、国庫への貢献を行います。

4. 内部管理体制の強化

(1) コンプライアンスの確保

コンプライアンス・マニュアルを活用した研修の実施、コンプライアンス委員会での議論を踏まえたコンプライアンス態勢の充実、監事による監査における厳格なチェックを受けること等を引き続き行い、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。

(2) 物品の管理

製造工程においては、物流管理システムによるなど工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、管理区域への入退出時に際しては、引き続き個人認証システムにより入退出室者の照合確認を行うなどのセキュリティチェック等警備体制の維持・強化を図り、製造工程内の物品の管理を万全に行います。

(3) 情報の管理

貨幣の偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、通貨の信認に深刻な影響を与えかねないものであることから、万全の流出防止策を講じ、その管理を徹底します。

(4) 危機管理

危機管理会議を開催し、危機管理の現状を検証、危機管理の継続的な改善を図るとともに、万が一災害等の事故が発生した場合でも、速やかに業務を回復し損害が最小限になるよう危機管理体制の維持・充実に努めます。

5. その他の業務全般に関する見直し

(1) 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、平成 23 年度の固定的な経費が、前中期目標期間中の平均額と比較し、10%以上削減できるように努めます。

また、地方自治法施行 60 周年記念貨幣に伴う設備投資等の経費については別に管理

することとしますが、効率的な製造に努めます。

(2) 給与水準の適正化等

総人件費について、中期計画に沿って取組を継続します。

また、造幣局の給与水準について、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らすなどの検証を継続し、これを踏まえた適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況については公表します。

さらに、監事による給与水準についてのチェックを受けます。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）によるものとし、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、進捗を把握するためフォローアップを行い、これを造幣局ホームページに公表します。

一般競争入札等について、制限的な仕様、参加資格等を設定することにより競争性を阻害していないか等の点検を行い、より競争性、透明性の高い契約方式によりこれを実施します。

また、監事及び外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約、一者応札、一者応募、複数年度契約等についての点検及び見直しを実施するとともに、その結果を造幣局ホームページに公表します。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。

(4) 業務・システムの最適化計画の実施

平成 19 年 12 月 28 日に策定した「独立行政法人造幣局会計システム（ERP システム）に係る業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性の向上、情報セキュリティの確保を図るとともに、習熟度の向上、安全性・信頼性の向上に引き続き努めます。

(5) 内部統制の充実・強化

平成 23 年度において造幣局のミッションを遂行するため、平成 22 年 12 月末に理事長より平成 23 年度の経営上の重点項目を明示し、各部署においては、これを受けて、平成 23 年 1 月中にそれぞれのレベルの組織目標を作成したところです。平成 23 年度には全職員がこれらを認識した上で業務に取り組みます。

また、目標管理の考え方を採り入れた新たな人事評価制度において、職員が個人の目標を設定するに当たって、これらの組織目標との関係を踏まえることとしたところであり、人事評価制度の運用において、造幣局のミッションを遂行する上での職員自らの役割を十分に認識できるようにします。

平成 23 年度の貨幣製造の作業計画、貨幣セットの販売計画等の重要事項に

については、各部門や経営陣で十分に議論し、それぞれの課題やリスクを認識した上で決定しました。経営陣は、このようにして設定した組織目標、諸計画が達成できるよう、幹部会、理事会、理事懇談会及び各種委員会等を通じて各部門の現状を把握するとともに、品質マネジメントシステム ISO9001 に基づく検証会議を開催し、全部門の運営状況を検証し、必要な対策を講じます。また、監事や首席監査官による業務監査の結果に対し、改善の取組を行います。

内部統制の整備及び運用状況について、監事によるチェックを受けます。

. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 . 通貨行政への参画

(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画

内外における貨幣の動向について調査を行うとともに、加工技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、貨幣の種類、様式等に関する改善について、偽造防止や使いやすさの確保に加え、目の不自由な人のための製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省とも連携しつつ、不断に検討を行います。

このうち、貨幣の動向についての調査においては、貨幣の流通に関する変化を踏まえた効率的・効果的な貨幣流通システムのあり方、汚損・磨耗等の状況を踏まえた市中流通貨の引揚と新貨発行のあり方、近年急速に普及している電子マネーの動向と貨幣需要への影響、金属市場の動向等についても、海外の動向も含めて対象とし、業務に反映させていきます。

特に、市中に流通している貨幣について、重量・直径・厚さ・汚損度等に関する品質調査を行うとともに、偽造貨幣の流通を防止するための環境整備について検討を進めます。これに加えて、これまでに実施した流通貨幣の品質調査の結果、特に 100 円貨については摩耗したものが相当数流通していることが判明したことから、その対応策についての調査・検討を行います。

また、記念貨幣に関しては、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、様式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格設定、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、調査・検討を行います。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

貨幣の偽造防止技術等の研究開発については、国内外の研究交流や各種会議への参加などを通じて得られた様々な情報を活用しつつ、費用対効果や民間からの技術導入も十分勘案した上で、独自の偽造防止技術の維持向上を図るとともに、貨幣及び勲章製造技術の一層の高度化及び製造工程の効率化を図るため、重点分野が明確化された調査及び研究開発の基本計画に基づき、これを確実に

実施します。

また、流通貨幣及び記念貨幣に関する国内外の種々の情報や金属加工及び試験分析等に関する幅広い分野の情報を調査・収集し、これらを整理してデータベース化するとともに、得られた情報を行政部門を含む国民各層に還元するなど積極的に業務に活用します。

さらに、世界造幣局長会議技術委員会などに参画し、海外造幣局と積極的な国際交流を図ります。

平成23年度において、国内外の会議、学会等での発表、参画が10件以上となるよう努めます。

研究開発は、定期的開催する研究管理会議により、研究目標・研究手法の妥当性等を評価する事前評価、研究開発の進捗状況及び研究手法の妥当性を評価する中間評価、各課題の研究成果及び今後の進め方について評価する事後評価を確実にを行い、その結果に基づき必要に応じて研究開発の計画を見直します。

(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び平成23年度に実施した研究開発の成果等についての報告書を財務省に提出します。また、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対して、国際調整室において造幣局における国際業務に係る情報の一元化を推進し、財務省と一体として、内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図ります。

通貨偽造事件に際しては、迅速・確実に内外当局等と協力して真偽鑑定を実施するとともに、緊急改鋳への対応も想定しつつ、内外当局等との全面的な協力体制を整えます。

(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供

国民各層に造幣事業や貨幣に関する知識や理解を深めるため、造幣局のホームページにおいて偽造防止技術を含めた貨幣の特徴、貨幣セット・販売ニュース等各種情報の発信を行うとともに、その内容も分かりやすく魅力的なものになるよう常に配慮します。

また、工場見学の積極的な受入れ、造幣博物館の展示内容の充実及び地方博覧会等への出展、桜の通り抜け等のイベントの機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供します。

このほか、機密保持に配慮した上で、通貨関係当局と連携し、現金取扱機器の製造業界や貨幣の流通に携わっている関係者と意見交換を行います。

(5) 国際対応の強化

上記のような国際的な課題に対応し、世界造幣局長会議技術委員会などに参画し、海外造幣局と積極的な国際協力を行うことにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持します。

(6) デザイン力の強化

貨幣の最も重要な要素の一つである貨幣のデザイン力の一層の強化のため、担当職員の研修の充実等のほか、特に、記念貨幣については、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザインとなるよう努めます。地方自治法施行 60 周年記念貨幣のデザインについて、記念貨幣のデザイン等に関する検討会を開催し、外部専門家の指導も受けつつ、デザイン力の一層の強化に努めます。

2. 貨幣の製造等

(1) 貨幣の製造

財務大臣の定める製造計画の達成

作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及び ERP システムから得られる在庫管理、生産管理の各データを活用して、貨幣の製造量の減少にも対応し、効率的な作業計画を迅速に策定します。

溶解・圧延工程については、設備の安定稼働に努めるとともに、溶解設備の更新を進め、安定的かつ確実な製造体制を維持します。また、貨幣の計数・袋詰め工程の自動化を着実に進め、効率化を図ります。

なお、平成 22 年度に引き続き、市中から回収された 500 円貨について、再使用することが適当な貨幣を選別し納品することとします。

これらによって、貨幣を安定的かつ確実に製造し、今後とも財務大臣の定める製造計画を確実に達成します。

柔軟で機動的な製造体制の構築

緊急の場合を含め当初予見しがたい貨幣製造数量の増減や記念貨幣の追加発行などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制の構築に努めます。また、業務運営の一層の効率化の観点から、今後の運営状況を踏まえ、組織・規程の見直しについて継続的に検討を行います。

そのため、貨幣部門においては溶解工程から圧印検査工程まで幅広い業務に関する知識や技能を取得している職員を養成するため、貨幣部門における総合技能研修を今後とも引き続き実施します。

高品質で純正画一な貨幣の効率的な製造

造幣局は財務省に納品する貨幣については、品質マネジメントシステム ISO9001 を活用し、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行い、納品後の返品件数ゼロを維持します。

また、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施します。製造工程における損率の改善を図り、その指標として採用した 500 円ニッケル黄銅貨幣の歩留について、平成 23 年度の歩留が前中期目標期間中の実績の平均値を上回るよう努めます。

局内横断的なコスト管理

ERP システムの活用などにより、局別・工程別の月次の差異分析を行い、貨種ごとの標準原価改定において適正なコスト管理に努め、コストの抑制を図ります。

貨幣製造に係る情報管理

貨幣の製造に当たっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、厳格な情報管理を徹底します。

環境問題への適切な対応

温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資や省資源・省エネルギー対策の実施などにより、地球温暖化などの環境問題に対応し、引き続き環境に配慮した製造を行います。

(2) 貨幣の販売

貨幣セットの販売に関しては、貨幣セットのマーケティング戦略の構築に向けた取組を強化することにより、採算性の確保を図りつつ、国民のニーズに的確に対応した企画・開発に努めるとともに、インターネットによる申込受付の拡充、顧客データベースの活用等による顧客の利便性の向上の検討を行います。また、内外の展示会への参加等の機会を通じて海外ディーラーの拡大に努め、これによって貨幣セットの海外での販路、販売量の拡大に努めます。

また、店頭販売については、現在行っている外部委託を引き続き行います。

購入者である国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売

今までに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対する顧客の要望を踏まえつつ、新しい発想に立った貨幣セットの企画、開発を行い、新製品開発に努めます。

さらに、貨幣セットが国民の要望に込えているかを測定する指標として、貨幣セットの購入者及び造幣局主催のイベントなどへの来客者に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して4.0以上の評価が得られるよう努めます。

また、その結果をサービス向上に活かします。

記念貨幣の販売

地方自治法施行60周年を記念し、47都道府県毎の図柄による記念貨幣が、記念切手とも連携しつつ、平成20年度から順次発行されていますが、その販売に当たっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、周知・広報を積極的に行うとともに、購入希望者の公平性に配慮しつつ、インターネットによる申込受付の拡充等、販売のあり方の多様化について引き続き検討を行っていきます。

(3) 地金の保管

財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、貨幣の形状のままとなっている地金について鑄塊地金とするための鑄つぶし作業を進めつつ、万全の注意を払い、より高い安全性の下で適切な管理及び保管を行い、保管地金の亡失ゼロを維持します。

3. 勳章等の製造等

(1) 勳章等及び金属工芸品の製造等

勳章等の製造

勳章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品であり、美麗・尊厳の諸要素を兼ね備えたものであることなどが要求されます。従って極印の製造から勳章等の完成までの全工程にわたり、引き続き精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により、必要とされる数量を必要とされる時期に確実に製造し、引き渡します。

そのため、培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であるため、OJT（職場内教育）に加え、工芸部門総合技能研修をはじめとする各種の研修を実施するとともに、職員の技能向上のため技能検定資格の取得を目指します。

一方で、受注数量の多い勳章の機械化が可能な部分については、これまでに構築されたマシニングセンタ等自動化機械の更なる活用により、加工対象品目の拡大に努めるとともに、老朽化した機械の更新により、採算性の確保に向けた製造工程の効率化を更に図ります。

さらに、ボール盤の先端に勳章の形状に合わせた治具を取り付けた機械（自動へら機）を用いて勳章の表面の艶出し加工を行う等各製造工程における作業の省力化策を推進します。

また、極印の修正工程等手作業が必須の工程についても、OJT（職場内教育）により職員に多くの経験を積ませ習熟度を上げること等により、効率化を図ります。

金属工芸品の製造等

金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上につながる製品の製造に注力し、貨幣の偽造防止技術などを活かして、新製品開発に努めます。

また、金属工芸品には多品種少量生産のものが多く、勳章の製造において行われているマシニングセンタ等自動化機械の更なる活用により、可能な部分については極力機械化を進める等、採算性の確保に向けた効率化を図ります。

さらに、造幣局の優れた金属工芸品製造技術を海外での貨幣の展示会などの機会を利用して広く紹介し、海外での販売についても積極的に取り組みます。

(2) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務

貴金属の品位証明業務については、消費者保護や貴金属製品取引の安定に寄与するものとし、また、品位証明の制度について、貴金属製品の製造・販売等の業界と意見交換を行いつつ、国際標準化機構（ISO）の国際規格に準拠するように見直しを進めます。

また、造幣局の品位証明の消費者保護に果たす役割について、消費者関連団体等に対して周知を図ることなどにより、より一層国民各層の理解が深まるように努めます。

地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすものとし、

・ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

業務運営の効率化に関する目標を達成するため、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行うことにより、採算性の確保を図ります。

経常収支比率については、平成 23 年度の実績が 100%以上となるよう努めます。

また、ERP システム等を使用することにより適切な在庫管理を行い、棚卸資産回転率が平成 19 年度の実績を上回るように努めます。

さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

1. 予算

平成 23 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	25,765
その他の収入	293
計	26,058
支 出	
業務支出	21,167
原材料の仕入支出	3,979
人件費支出	9,144
その他の業務支出	5,009
貨幣法第 10 条に基づく国庫納付金の支払額	3,036
施設整備費	3,979
計	25,145

(注 1) 上記記載額は以下の条件に基づき試算したものであり、大幅な業務量の変動等、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することがあります(収支計画、資金計画も同様です)。

○業務収入は、通常貨幣 7.93 億枚の製造枚数を前提としています。従って、製造枚数の変更に伴い、上記記載額も変動します。

○人件費のベースアップ伸び率を年 0%として試算しています。

(注 2) 施設整備費は、生産関連設備などの固定資産支出額です。

(注 3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直しにより発生する収入及び支出は含まれていません。

(注 4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 収支計画

平成 23 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
売上高	29,026
営業外収益	444
宿舍貸付料等	444
特別利益	0
計	29,470
費用の部	
売上原価	21,241
(貨幣販売国庫納付金)	3,036
販売費及び一般管理費	6,183
営業外費用	56
固定資産除却損	56
特別損失	0
計	27,480
純利益	1,990
目的積立金取崩額	0
総利益	1,990

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 上記の数字は、消費税を除いた金額です。

(注3) 上記の計画については、売上高及び売上原価に財務大臣からの支給地金見込額(4,488百万円)を計上しています。

3. 資金計画

平成 23 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	47,201
業務活動による収入	26,116
業務収入	25,778
その他の収入	339
投資活動による収入	18,857
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,228
資金支出	47,201
業務活動による支出	21,484
原材料の仕入支出	3,864
人件費支出	9,153
その他の業務支出	5,329
貨幣法第 10 条に基づく国庫納付金の支払額	3,138
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	0
投資活動による支出	23,789
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1,928

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

・短期借入金の限度額

予見しがたい事由により緊急に借入れする必要がある場合の短期借入金の限度額を 80 億円とします。

・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、適切な処分を行います。

・剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。

・その他財務省令で定める業務運営に関する事項

1. 人事に関する計画

(1) 人材の効率的な活用

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

(2) 職員の資質向上のための研修計画

内部研修や外部の企業等への派遣等により、職員の資質向上を図るための研修計画を策定します。平成 23 年度は、人事評価に関する研修を継続して行うとともに、マネジメント力の向上に役立つ研修を実施して、組織力強化に貢献できる人材育成を目指します。さらに、より一層の研修成果が上がるように、実績評価を行い、研修計画を不断に見直します。

平成 23 年度は、以下の目標達成に努めます。

- ① 内部研修受講者数 330 人以上
- ② 企業等派遣研修受講者数 9 人以上

2. 施設、設備に関する計画

平成 23 年度は、貨幣製造用溶解設備の更新を進めることにより、溶解工程における作業の安定稼動及び効率化を図るなど、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とします。施設、設備に関する計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画となるように努めます。

平成 23 年度施設、設備に関する計画

区 分		金額 (億円)
施設関連	貨幣部門	8.7
	その他部門	0.4
	共通部門	2.1
	小 計	11.2
設備関連	貨幣部門	23.9
	その他部門	2.5
	共通部門	2.3
	小 計	28.6
合 計		39.8

(注 1) 以上の施設・設備投資に関する計画は、通常貨幣 7.93 億枚の製造枚数を前提にしたものです。

(注 2) 上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。

3. 職場環境の整備に関する計画

職場巡視の実施、KYT (危険予知トレーニング)、メンタルヘルスケア及びリス

クアセスメント研修等の安全衛生教育の実施、健康診断及び保健指導の実施、労働安全衛生にかかるリスクアセスメントの推進などを内容とする安全で働きやすい職場環境を整備するため定めた計画に基づいて、快適な職場環境の実現と労働者の安全・健康を確保することに努めます。

なお、この計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。

4 . 環境保全に関する計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの使用の合理化、リサイクルの推進その他の廃棄物の排出抑制、公害の防止等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。

このため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などを定めた環境保全に関する基本計画について、その実現に努めるとともに、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。

また、環境への負荷の軽減を図るため、認証取得している ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを活用し、環境保全に努めます。

(1) リサイクル

回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、平成 23 年度においても国から交付された回収貨幣については 100%再利用します。

また、溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用向上に努めます。

(2) 省エネ対応機器の購入等

新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める平成 23 年度調達方針等に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。

また、温室効果ガス排出量の削減に向け効率の良い機器への改修といった設備投資を行うなど地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献します。

(3) 光熱水量の使用量削減

温室効果ガスの排出の抑制等のため、造幣局全体としてのエネルギー消費原単位並びに第 1 種エネルギー管理指定工場である本局及び広島支局におけるエネルギー消費原単位を、造幣局に起因しない事象を考慮した上で、対前年度比で 1%以上改善するよう努めるなど、エネルギーの効率的使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量削減その他使用の合理化に努めます。